

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	1 頁
告 示	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	教 育 総 務 課	2 頁
	○ 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示	予 算 経 理 課	2 頁
	○ 三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示	予 算 経 理 課	2 頁
訓 令	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	12 頁
	○ 支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令	予 算 経 理 課	16 頁
	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	予 算 経 理 課	16 頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学 校 施 設 課	18 頁
	○ 公立学校の廃止届の受理	学 校 施 設 課	18 頁
	○ 公立幼稚園の設置届の受理	学 校 施 設 課	19 頁
	○ 公立学校の設置届の受理	学 校 施 設 課	19 頁
正 誤	○ 平成26年 3月17日付け教育公報第1687号	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	19 頁

規 則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第八号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 三重県いじめ対策審議会に関すること。

第二十五条第一項の表中、教育改革推進監の項の次に次のように加える。

「

学力向上推進監	本庁に限る。	上司の命を受けて、学力向上に関する事務を処理する。
---------	--------	---------------------------

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部改正）

2 三重県教育委員会教育長事務専決規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の項中「教育改革推進監」の下に「学力向上推進監」を加える。

告 示

三重県教育委員会告示第14号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会

- | | |
|---------|--------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立尾鷲高等学校長印 |
| 2 寸 法 | 方23ミリメートル |
| 3 印 影 | |



- | | |
|---------|-------------|
| 4 使用範囲 | 公文書用 |
| 5 使用開始日 | 平成26年 4月 1日 |

三重県教育委員会告示第15号

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会教育長 山口 千代己

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三重県税外収入通則条例（昭和39年三重県条例第13号）第2条」を「三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）第3条」に改める。

第6条第3項第1号中「その他の事情により、②と同程度に生活が困窮している世帯に属する生徒」を「家計急変による経済的理由から授業料の納付が著しく困難と教育長が認める生徒」に改め、同条第2項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第294条の規定により、親権者に市町村民税均等割が課税されており、かつ、市町村民税の所得割額が教育長が定める額未満となる世帯に属する」を「保護者等の市町村民税所得割の額が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第4条第2項第2号に定める額未満となる」に、「災害等により居住している家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が教育長が定める額未満となる世帯に属する生徒」を「家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難と教育長が認める生徒」に改め、「③ その他の事情により、①と同程度に生活が困窮している世帯に属する生徒」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

第8条 この告示による減免及び猶予の認定は、法令その他別に定めるもののほか、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に定める就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定の例により行う。

附 則

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。

三重県教育委員会告示第16号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会教育長 山口 千代己

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱（平成15年教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三重県高等学校条例（昭和39年三重県条例第46号）」を「三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号。以下「公債権徴収条例」という。）に基づき、三重県立高等学校条例（昭和39年三重県条例第46号。以下「条例」という。）」に改める。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条を削る。

第4条を次のように改め、同条を第3条とする。

（督促）

第3条 校長は、未納が確認された場合には、督促状（第1号様式）により督促を行う。

2 前項で確認された未納額のほかにも未納となっている授業料がある場合には、前項の未納額と併記する。

第3条の次に次の1条を加える。

（債権管理）

第4条 校長は、前条により未納を確認した場合には、当該授業料未納者について、債権管理簿（第2号様式）に記録し、未納となっている授業料が納付されるまで、納付指導等の経過等を記載し、適切に管理しなければならない。

2 校長は、前項の記録簿により、債権管理について自己検査を行う。

第5条から第7条を次のように改める。

（納付指導）

第5条 校長は、次の各号により、適切な納付指導を行う。

一 文書通知

二 面談

三 分納誓約書の徴収

2 前項第1号の文書通知は、催告書（第3号様式）の例より行う。

3 第1項第2号の面談は、呼出状（第4号様式）の例により通知する。

4 分納をさせる場合は、誓約書兼納入計画書（第5号様式）の例により分納誓約書を提出させる。

（教育長通知）

第6条 校長は、督促状で指定した納付期限を経過した授業料未納者に対し、前条による納付指導を行ったにもかかわらず、納付がない場合には、教育長による通知を依頼できる。

2 教育長は、前項の依頼があった場合には、必要に応じ、授業料未納者に対し、教育長名により通知を行う。

（法的措置）

第7条 校長は、授業料未納者に対し、前条により通知したにも関わらず、その納付期限までに納付がない場合には、申立依頼書（第6号様式）により、教育長に民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民事訴訟法」という。）第383条に規定する支払督促の申立てを依頼できる。

2 教育長は、前項の依頼があった場合には、必要に応じ、支払督促を申し立てる。

3 校長は、前項の申立てに協力するものとする。

第7条の次に次の2条を加える。

（民事執行等）

第8条 校長は、債務名義を取得後も納付がない場合には、授業料未納者の勤務先、財産状況を把握したうえで、教育長に、民事執行法（昭和54年法律第4号）第2条に規定する民事執行の申立てを依頼できる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、授業料滞納整理事務の取扱いに関し必要な事項は、公債権徴収条例に定めるところによる。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

第 号
年 月 日

(生徒氏名)

(保護者氏名) 様

三重県立 高等学校長 印

督 促 状

このことについて、あなたに対し、下記期日までに未納となっている高等学校授業料等の納付を求めます。

記

- 1 未納授業料等 年 月分
- 2 未納金額 (内訳)
- | | |
|---------|---|
| 高等学校授業料 | 円 |
| 学校諸費 | 円 |
| 合計 | 円 |
- 3 指定する納付期限 年 月 日

なお、あなたは、上記以外にも次の授業料等が未納となっています。

また、本状を受け取る前に、納付済の場合には、行き違いですのでご容赦ください。

未納月	高等学校授業料	学校諸費	計
年 月分			
年 月分			
年 月分			
合計			

事務担当 三重県立 高等学校
事務担当
電話

第2号様式を次のとおり改める。

第2号様式（その1）

債 権 管 理 簿		学校名	整理番号
債権の名称	高等学校授業料 及び 学校諸費	債権の種類	非強制徴収公債権 及び 私債権
授業料未納者	生徒氏名	電話	
	住居所（〒 - ）	就労場所（就労している場合）	
	保護者氏名	電話	
	住居所（〒 - ）	就労場所（就労している場合）	
修学 の 状 況	入学年月日	入学	
	休学期間（その1）	. . . ~ . . .	
	休学期間（その2）	. . . ~ . . .	
	卒業、退学、転学年月日	. . . 卒業・退学・転学	

【授業料について、民事訴訟法に定める支払督促の申立てを行った場合は、以下に状況を記載】

支払督促 申立年月日	支払督促 申立額	債務名義取得 年月日	強制執行 年月日	強制執行に よる回収額	完納 年月日

【授業料について、納付が無く、時効の完成による不納欠損を行った場合には、以下に状況を記載】

時効起算 年月日	時効完成 年月日	欠損額	処理年月日	備考

備考 1 本様式は、必要に応じ、適宜修正して使用することができる。

第2号様式（その3）

整理番号	生徒氏名	保護者氏名
事 項		
年 月 日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）	
年 月 日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）	
年 月 日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）	
年 月 日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）	
年 月 日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）	
年 月 日	文書発送・電話・面談・訪問・ その他（ ）	

備考 事項が発生する都度、別葉にて決裁を受けること。

第3号様式を次のとおり改める。

第3号様式

第 号
年 月 日

(生徒氏名)

(保護者氏名) 様

三重県立 高等学校長 印

催 告 書

このことについて、これまで、未納となっている高等学校授業料等の納付を求めてきましたが、指定した期日を経過したにもかかわらず、納付を確認していません。

ついては、未納となっている下記の高等学校授業料等の一括納付を求めます。

記

1 未納金額 (年 月 日現在)

高等学校授業料	円
学校諸費	円
合計	円

2 内訳

未納月	高等学校授業料	学校諸費	計
年 月分			
年 月分			
年 月分			
合計			

事務担当 三重県立 高等学校
事務担当
電話

第4号様式を次のとおり改める。

第4号様式

第 号
年 月 日

(生徒氏名)

(保護者氏名) 様

三重県立 高等学校長 印

呼 出 状

三重県立高等学校授業料等について、これまで納付を求めてきましたが、年
月 日現在、未納となっています。

については、滞納の事情等を聴取したいので、下記により来校下さい。

記

- 1 面談日時 年 月 日 時 分から
- 2 面談場所
- 3 面談事項 授業料等の納付について

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当

電 話

第5号様式を次のとおり改める。

第5号様式

誓約書兼納入計画書

年 月 日

三重県立 高等学校長 宛て

生徒

住所

氏名 印
生年月日 年 月 日生

保護者

住所

氏名 印
生年月日 年 月 日生

私達は、下記の債務を認め、納付計画にもとづいて、三重県が指定する方法により支払うことを誓約します。

なお、今後、下記の納付計画の期日から2回以上、納付が遅延した場合には、その時点の残金全額を直ちに支払います。

万一、残金全額の支払いができない場合には、法的措置を受けても異議ありません。

記

- 1 債務額 金 円
(内訳) 授業料 金 円
学校諸費 金 円

2 納付計画

納入期限		納入金	計
年 月から	年 月末限り	円× 回払い	円
年 月から	年 月末限り	円× 回払い	円
合 計			円

※ 生徒本人が未成年の場合は、保護者欄への自署・押印が必要です。

第6号様式を次のとおり改める。

第6号様式

第 号
年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

三重県立 高等学校長

申立依頼書

このことについて、下記の者に対する授業料徴収が困難ですので、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱第7条に基づき、民事訴訟法（平成8年法律第109号。）第383条に規定する支払督促の申立てによる債権回収を依頼します。

記

1 対象生徒名前

2 添付書類

- (1) 督促状（写） 第1号様式
- (2) 授業料滞納整理記録簿（写） 第2号様式
- (3) 誓約書（写）

- 「三重県立高等学校学則の基準に関する規則」に定める第1号様式
- (4) 住民票謄本（生徒本人と（3）の誓約書に署名した保護者のもの）

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当

電 話

様式第7号から第13号を削る。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第5号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「三重県総合文化センター条例（平成6年三重県条例第5号）第1条第2項第4号に規定する三重県立図書館、三重県立博物館条例（昭和39年三重県条例第49号）第1条に規定する三重県立博物館、斎宮歴史博物館条例（平成元年三重県条例第6号）第1条に規定する斎宮歴史博物館及び三重県立美術館条例（昭和57年三重県条例第1号）第1条に規定する三重県立美術館」を「三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第20条第3項に規定する図書館、総合博物館、美術館及び斎宮歴史博物館」に改め、同条第9号中「副教育長、同条第2号に規定する次長及び組織規則第25条第1項に規定する監」を「副教育長及び同条第2号に規定する次長並びに組織規則第25条第1項に規定する総括市町教育支援・人事監及び監」に改め、同条第10号中「課長及び同条第4号に規定する担当課長並びに組織規則第25条第1項に規定する総括市町教育支援・人事監及び監」を「課長、同条第4号に規定する担当課長並びに組織規則第25条第1項に規定する市町教育支援・人事監及び監」に改め、同条第13号中「所長及び三重県立図書館の管理等に関する規則（平成6年三重県教育委員会規則第20号）第3条第1項第1号に規定する館長、三重県立博物館条例施行規則（昭和45年三重県教育委員会規則第19号）第3条第1項第1号に規定する館長、斎宮歴史博物館条例施行規則（平成元年三重県教育委員会規則第12号）第3条第1項第1号に規定する館長及び三重県立美術館条例施行規則（昭和57年三重県教育委員会規則第2号）第3条第1項第1号に規定する館長」を「所長並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第110条第1項に規定する図書館の館長、総合博物館の館長、美術館の館長及び斎宮歴史博物館の館長」に改め、同条第14号中「課長、三重県立図書館の管理等に関する規則（平成6年三重県教育委員会規則第20号）第3条第1項第2号に規定する課長、斎宮歴史博物館条例施行規則（平成元年三重県教育委員会規則第12号）第3条第1項第2号に規定する課長、三重県立美術館条例施行規則（昭和57年三重県教育委員会規則第2号）第3条第1項第3号に規定する課長及び三重県立博物館条例施行規則（昭和45年三重県教育委員会規則第19号）第3条第1項第2号に規定する副館長」を「課長並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第110条第1項に規定する地域機関の課長のうち、図書館の課長、総合博物館の課長、美術館の課長及び斎宮歴史博物館の課長」に改める。

第7条の表を次のように改める。

「

	区分	本庁			地域機関	
第1欄	決裁者	教育長	次長（監を除く。）	課長（監を除く。）	所長（総合博物館及び美術館を除く。）	総合博物館及び美術館の館長
第2欄	決裁者が不在のとき	副教育長	課長	班長	課長	副館長
第3欄	決裁者及び第2欄に定める代決者がともに不在で事務処理上緊急やむを得ないとき	代決しようとする事務を所掌する次長				課長

」

別表第1共通決裁事項（1）一般事務の表第1項中「各地域機関（博物館を除く。）」を「各地域機関」に改め、第7項第1号中「第2条第1号、第2号、第7号、第8号及び第9号」を「第2条第1号、第2号及び第8号から第10号まで」に改め、第10項中「特例民法法人」を「清算法人」に改め、第1号から第6号までを削り、同項第7号中「法」を「民法（平成18年法律第50号による改正前の民法をいう。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第8号から第24号までを削り、第25号中「第53号」を「第30号」に、「第59号」を「第36号」に改め、同号を同項第2号とし、第26号から第59号までを23号ずつ繰り上げ、第60号中「第68号」を「第45号」に改め、同号

を同項第37号とし、第61号から第69号までを23号ずつ繰り上げる。

同表第11項第1号中「第13号、第21号、第39号及び第43号」を「第6号、第21号及び第25号」に改める。

同表第12項中「特例民法法人の移行」を「移行法人」に改め、第1号から第15号までを削り、第16号中「法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。次号から第26号までにおいて「法」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、第17号から第22号までを15号ずつ繰り上げ、第23号から第25号までを削り、第38号中「第133条第2項、第3項」を「第133条第3項」に改め、第26号から第44号までを18号ずつ繰り上げる。

同表第15項を次のように改める。

15	三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）の施行に関する事務（本庁の所掌に属するものに限る。）	1 条例第3条の規定による徴収猶予及び減免（県立学校の授業料に係るものを除く。）			○					
		2 条例第4条第2項第2号ハの規定による額の決定			○					
		3 条例第5条の規定による督促			○					
		4 条例第6条第1項の規定による延滞金の徴収			○					
		5 条例第6条第5項の規定による延滞金の減免			○					
		6 条例第8条の規定による強制徴収公債権の処分			○					
		7 条例第9条第1号の規定による非強制徴収公債権に対する担保の処分等			○					
		8 条例第9条第2号の規定による非強制徴収公債権に対する強制執行の措置			○					
		9 条例第10号の規定による納期限の繰上げ			○					
		10 条例第11条第1項の規定による配当の要求その他公債権の申出			○					
		11 条例第11条第2項の規定による公債権の保全措置			○					
		12 条例第12条の規定による非強制徴収公債権の徴収停止	○							

同表第24項を第26項とし、第16項から第23項までを2号ずつ繰り下げ、第15項の次に次のように加える。

16	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の施行に関する事務（本庁の所掌に属するものに限る。）	1 条例第6条の規定による督促			○					
		2 条例第7条第1項の規定による遅延損害金の徴収			○					
		3 条例第7条第6項の規定による遅延損害金の減免			○					
		4 条例第8条第1号の規定による担保の処分等			○					
		5 条例第8条第2号の規定による強制執行の措置			○					
		6 条例第9条の規定による履行期限の繰上げ			○					
		7 条例第10条第1項の規定による配当の要求その他私債権の申出			○					
		8 条例第10条第2項の規定による私債権の保全措置			○					
		9 条例第11条の規定による徴収停止	○							
		10 条例第12条の規定による履行延期の特約等			○					
		11 条例第13条の規定による免除			○					

		12 条例第14条の規定による私債権の放棄	○								
17	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則の施行に関する事務（本庁の所掌に属するものに限る。）	1 施行規則第5条第1項の規定による債権管理簿の整備			○						
		2 施行規則第5条第1項の規定による検査の実施			○						
		3 施行規則第11条の規定による延納担保の提供等			○						
		4 施行規則第16条の規定による債権処理計画の策定及び公表	○								

別表第2個別決裁事項中（3）教職員課の表第6項第1号を次のように改める。

6	公立学校教職員の任免に関する事務	1 地方公務員法第6条の規定による県立学校教職員の任免										
		(1) 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常勤の者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員、学校司書及び学校栄養職員に係るもの（上記のうち、本庁の課長補佐級以上に相当するものを除く。以下「一般教職員」という。）	○									
		(2) 現業職員に係るもの			○							
		(3) 臨時的任用職員に係るもの			○							
		(4) 非常勤職員に係るもの			○							
		(5) 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和30年三重県条例第11号）第8条の3第8項の規定による応募による退職が予定されている職員である旨の認定				○						

同表（11）保健体育課の表第3項第1号中「文部省体育局長通知」を「文部省体育局長通達」に「取扱要領」を「取扱実施要領」に改め、同項第2号中「要綱10の（3）」を「要綱9の（3）」に改める。

同表（14）市町教育支援・人事担当の表を次のように改める。

区分	事務の種類	事項	決裁区分						地域機関の名称	
			教育長	専決者						受任者
				本庁			地域機関			所長
				次長	課長	班長	所長	課長		
1	公立学校教職員の任免に関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条の規定による市町立小中学校の県費負担教職員の任免								
		(1) 一般教職員に係るもの								
		採用方針の決定及び採用以外のもの			○					
		(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける臨時的任用職員及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条の規定による臨時的任用職員に係るもの			○					

		(3) 前号に掲げる以外の臨時的任用職員に係るもの			○					
		(4) 非常勤講師及び事務嘱託員に係るもの			○					
		(5) 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和30年三重県条例第11号）第8条の3第8項の規定による応募による退職が予定されている職員である旨の認定			○					
2	公立学校教職員の分限に関する事務（一般教職員に係るもの。）	法第28条第2項第1号の規定による休職								
		小中学校教職員に係るもの			○					
3	公立学校教職員の服務に関する事務	履歴事項等の証明								
		小中学校教職員に係るもの			○					
4	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務（公立学校教職員に係るもの。）	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認								
		小中学校教職員に係るもの			○					
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認								
		小中学校教職員に係るもの			○					
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し								
		小中学校教職員に係るもの			○					
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認								
		小中学校教職員に係るもの			○					
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認								
		小中学校教職員に係るもの			○					
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長								
		小中学校教職員に係るもの			○					
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し								
		小中学校教職員に係るもの			○					
		8 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12-11）第5条第1項の規定による届出に関する事務								
		小中学校教職員に係るもの			○					
5	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の施行に関する事務	講習規則第9条第2項第1号の規定による免許状更新講習を受講できる者であることの証明								
		小中学校に係るもの			○					

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

教委訓第6号

各 県 立 学 校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令
支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び財産」を「、財産、公債権の徴収及び私債権の徴収」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 公債権の徴収に関すること。

三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）の規定による次の事務に関すること。

- ア 条例第4条第2項第2号ハの規定による額の決定
- イ 条例第5条の規定による督促
- ウ 条例第6条第1項の規定による延滞金の徴収
- エ 条例第6条第5項の規定による延滞金の減免
- オ 条例第8条の規定による強制徴収公債権の処分
- カ 条例第9条第1号の規定による非強制徴収公債権に対する担保の処分等
- キ 条例第9条第2号の規定による非強制徴収公債権に対する強制執行の措置
- ク 条例第10条の規定による納期限の繰上げ
- ケ 条例第11条第1項の規定による配当の要求その他公債権の申出
- コ 条例第11条第2項の規定による公債権の保全措置

(6) 私債権の徴収に関すること。

ア 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成26年三重県条例第2号）の規定による次の事務に関すること。

- (ア) 条例第6条の規定による督促
- (イ) 条例第7条第1項の規定による遅延損害金の徴収
- (ウ) 条例第7条第6項の規定による遅延損害金の減免
- (エ) 条例第8条第1号の規定による担保の処分等
- (オ) 条例第8条第2号の規定による強制執行の措置
- (カ) 条例第9条の規定による履行期限の繰上げ
- (キ) 条例第10条第1項の規定による配当の要求その他私債権の申出
- (ク) 条例第10条第2項の規定による私債権の保全措置

イ 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則（平成26年三重県規則第18号）の規定による次の事務に関すること。

- (ア) 施行規則第5条第1項の規定による債権管理簿の整備
- (イ) 施行規則第5条第1項の規定による検査の実施
- (ウ) 施行規則第11条の規定による延納担保の提供等

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

教委訓第7号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令
三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。
別表中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、

第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第13項の次に次のように加える。

14	三重県公債権の徴収に関する条例（昭和39年三重県条例第13号）	1 条例第4条第2項第2号ハの規定による額の決定	○			
		2 条例第5条の規定による督促	○			
		3 条例第6条第1項の規定による延滞金の徴収	○			
		4 条例第6条第5項の規定による延滞金の減免	○			
		5 条例第8条の規定による強制徴収公債権の処分	○			
		6 条例第9条第1号の規定による非強制徴収公債権に対する担保の処分等	○			
		7 条例第9条第2号の規定による非強制徴収公債権に対する強制執行の措置	○			
		8 条例第10条の規定による納期限の繰上げ	○			
		9 条例第11条第1項の規定による配当の要求その他公債権の申出	○			
		10 条例第11条第2項の規定による公債権の保全措置	○			
15	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成26年三重県条例第2号）	1 条例第6条の規定による督促	○			
		2 条例第7条第1項の規定による遅延損害金の徴収	○			
		3 条例第7条第6項の規定による遅延損害金の減免	○			
		4 条例第8条第1号の規定による担保の処分等	○			
		5 条例第8条第2号の規定による強制執行の措置	○			
		6 条例第9条の規定による履行期限の繰上げ	○			
		7 条例第10条第1項の規定による配当の要求その他私債権の申出	○			
		8 条例第10条第2項の規定による私債権の保全措置	○			
16	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則（平成26年三重県規則第18号）	1 施行規則第5条第1項の規定による債権管理簿の整備	○			
		2 施行規則第5条第1項の規定による検査の実施	○			
		3 施行規則第11条の規定による延納担保の提供等	○			

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
志摩市立波切幼稚園	平成26年 3月31日	幼保一体化施設「大王幼保園」が開設されるため
志摩市立神明幼稚園	平成26年 3月31日	「志摩市立保育所・幼稚園等再編計画」により再編するため

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
志摩市立畔名小学校	平成26年 3月31日	波切小学校と再編するため
志摩市立越賀中学校	平成26年 3月31日	越賀中学校、片田中学校及び和具中学校の3校を再編し、志摩中学校を設置するため
志摩市立片田中学校		
志摩市立和具中学校		
南伊勢町立五ヶ所小学校	平成26年 3月31日	五ヶ所小学校、穂原小学校、宿田曾小学校及び南海小学校の4校を統合し、南勢小学校を設置するため
南伊勢町立穂原小学校		
南伊勢町立宿田曾小学校		
南伊勢町立南海小学校		
南伊勢町立南島中学校	平成26年 3月31日	南島中学校及び南島西中学校を統合し、南島中学校を設置するため
南伊勢町立南島西中学校		
四日市市立塩浜小学校	平成26年 3月31日	塩浜小学校及び三浜小学校を統合し、塩浜小学校を設置するため
四日市市立三浜小学校		

公立幼稚園の設置届を次のとおり受理しました。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
志摩市立大王幼稚園	志摩市大王町波切 3243番地1	平成26年 4月1日	幼保一体化施設「大王幼保園」が 開設されるため

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成26年 3月31日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
志摩市立志摩中学校	志摩市志摩町和具303番地	平成26年 4月1日	越賀中学校、片田中学校及び和具 中学校の3校を再編し、志摩中学校 を設置するため
南伊勢町立南勢小学校	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3755	平成26年 4月1日	五ヶ所小学校、穂原小学校、宿田 曾小学校及び南海小学校の4校を統 合し、南勢小学校を設置するため
南伊勢町立南島中学校	度会郡南伊勢町東宮1033	平成26年 4月1日	南島中学校及び南島西中学校を統 合し、南島中学校を設置するため
四日市市立塩浜小学校	四日市市塩浜町1	平成26年 4月1日	塩浜小学校及び三浜小学校を統合 し、塩浜小学校を設置するため

正 誤

平成26年3月17日付け教育公報第1687号に登載しました、三重県総合博物館条例施行規則中
ページ 3 行 下から7

誤

「次に掲げる事務」

正

「次に掲げる事務」

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
合 資 会 社 黒 川 印 刷